

# 瀬谷区青少年育成団体連絡会規約

制 定 平成29年4月1日

(名 称)

第1条 本会は、瀬谷区青少年育成団体連絡会と称する。

(事務局)

第2条 本会の事務局は瀬谷区地域振興課におく。

(目 的)

第3条 本会は、瀬谷の豊かな自然、奥深い歴史・文化そして温かい人と人とのふれあいの中で、区民・地域が一体となって、心豊かで元気いっぱいの瀬谷のこどもたちを育成することを目的とする。

(組 織)

第4条 本会は、次に定めるすべての要件に該当する団体で組織する。

- (1) 前条の目的に賛同すること
- (2) 瀬谷区民（在住・在勤・在学）を中心として構成され、自主的に運営されていること
- (3) 政治・宗教・営利目的とした活動をしていないこと
- (4) 公序良俗に反する活動をしていないこと

(参加、退会)

第5条 本会に参加を希望する団体は、第4条に定める要件を満たすことが確認できる書面等を事務局に提出し、要件を満たすと認められた場合は、随時、参加できることとする。

2 本会から退会を希望する団体は、書面をもって事務局に通知する。

(会 議)

第6条 各参加団体の実務者等が出席する連絡会議を年2回程度開催する。また、必要に応じて会議を開催することができる。

2 会議は事務局が招集し、会議を進行する。

3 連絡会議では、参加団体の情報を互いに提供しあい、団体間の連携を図ることで、それぞれの団体活動の活性化と円滑化の一助とする。また、地域で活躍されている団体に敬意を表するための各種表彰（神奈川県青少年育成活動推進者等）の推薦についても協議するものとする。

(その他)

第7条 この規約に定めのないものについては連絡会議で協議し、その都度定める。

(附 則)

この規約は、平成29年4月1日から施行する。